

平成20年7月25日  
消 防 庁

## 消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正（案）の概要 に対する意見募集の結果

消防庁では、消防法施行令及び消防法施行規則等の一部改正（案）の概要に対する意見募集について、平成19年12月27日から平成20年1月25日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、10件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

### 1 背景

平成19年1月20日、兵庫県宝塚市のカラオケボックスにおいて、死者3名、負傷者5名となる火災が発生し、また、同年6月19日に東京都渋谷区の温泉汲み上げ施設において、死者3名、負傷者8名となる爆発火災が発生したことを踏まえ、これらの小規模な施設について、防火安全対策の強化の観点から、消防用設備等の設置基準等の見直しを行うため、消防法施行令等の改正を行うものです。

### 2 意見募集の結果

政令案等の概要について、平成19年12月27日から平成20年1月25日までの間、意見を募集したところ、10件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、[別紙](#)のとおりです。

### 3 政令の施行等

消防庁では、パブリック・コメント手続きの実施結果等も踏まえて検討した結果、[消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）](#)、[消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第78号）](#)及び[ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第8号）](#)を平成20年7月2日に公布しました。（平成20年10月1日から施行）



（事務連絡先）総務省消防庁予防課  
（担当：森川補佐、荒川事務官）  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533